

# 令和4年 業種別労働災害発生状況

(令和4年1月1日～12月31日)未確定

浦河労働基準監督署

浦河署管内	令和4年			前年同期			対前年		本年分	
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率	割合(%)	
全産業計	2 ( )	182	184	2 ( )	162	164	20	12.2%	100%	
業	製造業	( )	12	12	( )	4	4	8	200.0%	6.5%
	食料品	( )	6	6	( )	2	2	4	200.0%	3.3%
	木材木製品	( )	2	2	( )			2		1.1%
	家具・装備品	( )			( )					
	窯業・土石	( )			( )	1	1	-1	-100.0%	
	金属・機器	( )	1	1	( )			1		0.5%
	その他	( )	3	3	( )	1	1	2	200.0%	1.6%
種	鉱業	( )			( )					
	土石採取業	( )	1	1	( )			1		0.5%
	建設業	1 ( )	9	10	1 ( )	19	20	-10	-50.0%	5.4%
	土木工事業	1 ( )	3	4	( )	8	8	-4	-50.0%	2.2%
	建築工事業	( )	2	2	( )	3	3	-1	-33.3%	1.1%
	木造建築業	( )	3	3	1 ( )	7	8	-5	-62.5%	1.6%
	その他	( )	1	1	( )	1	1			0.5%
内	道路貨物運送	( )	4	4	( )	5	5	-1	-20.0%	2.2%
	その他の運輸	( )			( )					
	陸上貨物取扱	( )			( )					
	港湾荷役業	( )			( )					
訳	林業	1 ( )	1	2	( )	1	1	1	100.0%	1.1%
	漁業	( )	3	3	( )	2	2	1	50.0%	1.6%
	卸・小売	( )	5	5	( )	4	4	1	25.0%	2.7%
	清掃業	( )	4	4	( )			4		2.2%
	畜産業	( )	108	108	1 ( )	105	106	2	1.9%	58.7%
	その他の事業	( )	35	35	( )	22	22	13	59.1%	19.0%

本統計は、12/27までに提出を受けた労働者死傷病報告(休業4日以上)により作成したものの、死亡災害者数の( )欄は交通事故(道路交通法適用)で内数。

## 1 労働災害発生状況について

令和4年12月末現在の全産業における死亡及び休業4日以上労働災害は184件で、前年同期より20件増加となっています。12月中に把握した労働災害は14件で、業種別の内訳は土石採取業1件、建設業1件、道路貨物運送業1件、林業1件、畜産業7件(内軽種馬産業6件)、その他の事業3件でした。事故の型別統計は以下の通りです。署管内の林業現場にて死亡災害が1件発生しております。裏面に発生状況等を掲載いたしますので、同種災害発生防止徹底をお願いいたします。

事故の型別統計(軽種馬産業除く)(令和4年1月1日から同年12月27日まで)

	転倒	墜落、転落	はさまれ、巻き込まれ	交通事故(道路)	動作の反動、無理な動作	激突され	切れ、こすれ	激突	高温・低温の物との接触	崩壊、倒壊	その他	総計
件数	26	13	11	3	4	2	1	1	1	1	15	78
全体占有率	33%	17%	14%	4%	5%	3%	1%	1%	1%	1%	19%	100%

## 2 「北海道冬季ゼロ災運動」への取り組みについて

新年となり、気持ちを新たに業務を行っていただいているところかと思えます。今年一年のゼロ災を達成できるよう、経営トップによる安全衛生方針の決意表明を行うなど、職場の安全衛生意識を高揚させる取り組みをお願いいたします。一方で、昨年12月より、道内各地で屋根からの雪下ろし中の災害、路面の凍結による転倒や交通事故等、冬季特有の災害が発生しており、1月についても同災害が生じやすい状況が続くと思われます。北海道労働局においては、「北海道冬季ゼロ災運動」を展開しておりますので、下記URLに掲載されたリーフレット等を参考に、社内で冬季災害防止の周知徹底をお願いいたします。

[https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/anzen-kankei/saigai/toukisaigaiboushi.html](https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen-kankei/saigai/toukisaigaiboushi.html) (北海道労働局特設ページ)

QRコードはこちら



(裏面に続く)

今月のコメント

### 3 軽種馬産業における労働災害について

災害の内容別統計(軽種馬産業)(令和4年1月1日から同年12月27日まで)

	落馬	蹴られた	踏まれた	馬とともに転倒	騎乗中に柵等に接触	引っ張られた	馬に激突された	かまれた	引き馬中に転倒	その他	総計
件数	30	23	7	10	7	5	5	1	1	17	106
全体占有率	28%	22%	7%	9%	7%	5%	5%	1%	1%	16%	100%
災害の型別 主な傷病名	胸部骨折 頭蓋部打撲	胸部、手指の骨折	手、足の骨折	胸部骨折	大腿骨骨折	肩、手首の骨折	肩、手の骨折	手指の骨折	足の複数部位打撲		

刈払機での除草作業、厩舎から落下、馬運車で移送作業中の災害、馬に起因しない転倒等含む

12月に把握した軽種馬産業における労働災害は6件で、内訳は、「落馬」3件、「蹴られた」1件、「引っ張られた」1件、「その他」1件(腰痛)となっています。労働災害が発生した場合には、原因と再発防止対策を協議していただきますようお願いいたします。

### 4 林業現場における死亡災害について

令和4年12月16日、日高管内の道有林の間伐作業において、かかり木が落下して作業員に当たり、作業員が死亡するという労働災害が発生しました。詳細については現在調査中ですが、かかり木が発生した際、当該かかり木を処理せず、当該かかり木の周囲に立入禁止措置を行わないまま、かかり木が激突することにより危険が生ずる箇所に立ち入って作業を行ったことが原因の一つと考えられます。

つきましては、同種災害の防止のため、かかり木が発生した際の処理につきましては、速やかにかかり木を処理する、速やかにかかり木を処理することが困難な時は処理するまでの間は立入禁止とする旨の縄張・表示を行う、かかっている立木の伐倒や浴びせ倒しの禁止など、かかり木処理に係る安全対策の徹底をお願いいたします。

#### 参考

伐木作業等の安全対策の規制が変わります！



チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン

## 伐木作業中、かかり木が労働者に倒れる

#### 【災害発生状況】

道有林におけるチェーンソーによる間伐作業において、かかり木となった伐倒木の付近で別の立木を伐倒していたところ、当該かかり木が被災者に倒れ、木の下敷きになって死亡している状況で見られた。

かかった木の樹種:トドマツ

かかった木の樹高:約23メートル

かかった木の胸高直径:25センチメートル

